

第5 「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」 通達関係

平成元年3月1日付直法2-1「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(少額の減価償却資産の取得価額等の判定)</p> <p>9</p> <p>措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準又は措置法第61条の4第6項第2号(交際費等の損金不算入)に規定する金額基準についても、同様とする。</p> <p>(資産の評価損益等に係る時価)</p> <p>10</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....</p> <p>(5) <u>法第64条の11第1項(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)</u> 同項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」</p> <p>(6) <u>法第64条の12第1項(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)</u> 同項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」</p> <p>(7) <u>法第64条の13第1項(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)</u> 同項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」</p>	<p>(少額の減価償却資産の取得価額等の判定)</p> <p>9</p> <p>措置法に規定する特別償却等において定められている金額基準又は措置法第61条の4第4項第2号(交際費等の損金不算入)に規定する金額基準についても、同様とする。</p> <p>(資産の評価損益等に係る時価)</p> <p>10</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>法第61条の11第1項又は第61条の12第1項(連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益)</u> 法第61条の11第1項に規定する「時価評価資産」に係る「その時の価額」</p> <p>(5)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(注) <u>令第123条の11第1項第5号(非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益)</u>又は<u>第131条の15第1項第5号(通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益)</u>、<u>第131条の16第1項第3号(通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益)</u>若しくは<u>第131条の17第3項第4号(通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益)</u>に規定する「資産の価額」についても、同様とする。</p> <p>(交際費等に係る消費税等の額)</p> <p>12 法人が支出した措置法第61条の4第6項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等(以下「交際費等」という。)に係る消費税等の額は、交際費等の額に含まれることに留意する。</p> <p>ただし、法人が<u>当該交際費等の支出に係る取引につき税抜経理方式を適用することとなる場合には</u>、当該交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額のうち控除対象消費税額等は交際費等の額に含めないものとする。</p> <p>(注)1 <u>税込経理方式を適用することとなる場合には</u>、交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>2 <u>税抜経理方式を適用することとなる場合における交際費等に係る課税仕入れ等の消費税の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額は</u>、交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>3 2により交際費等の額に含まれることとなる金額のうち、<u>措置法第61条の4第6項に規定する飲食費に係る金額については</u>、同項の飲食費の額に含まれる。</p> <p>4 控除対象外消費税額等のうち特定課税仕入れ(その支払対価の額が交際費等の額に該当するものに限る。)に係る金額は、本文の「交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額」に含まれないことに留意する。</p>	<p>(注) <u>令第122条の12第1項第5号又は令第123条の11第1項第5号(時価評価資産から除かれる資産の範囲)</u>に規定する「資産の価額」についても、同様とする。</p> <p>(交際費等に係る消費税等の額)</p> <p>12 法人が支出した措置法第61条の4第4項(交際費等の損金不算入)に規定する交際費等に係る消費税等の額は、<u>同項に規定する交際費等(以下「交際費等」という。)</u>の額に含まれることに留意する。</p> <p>ただし、法人が<u>消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合には</u>、当該交際費等に係る消費税等の額のうち控除対象消費税額等に相当する金額は交際費等の額に含めないものとする。</p> <p>(注)1 <u>税込経理方式を適用している場合には</u>、交際費等に係る消費税等の額は、その全額が交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>2 <u>税抜経理方式を適用している場合における交際費等に係る消費税の額のうち控除対象外消費税額等に相当する金額は</u>、交際費等の額に含まれることになる。</p> <p>3 2により交際費等の額に含まれることとなる金額のうち、<u>措置法第61条の4第4項に規定する飲食費に係る金額については</u>、同項の飲食費の額に含まれる。</p> <p>4 控除対象外消費税額等のうち特定課税仕入れ(その支払対価の額が交際費等の額に該当するものに限る。)に係る金額は、本文の「交際費等に係る消費税等の額」に含まれないことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)</p> <p>13</p> <p>(注)</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(経過的处理(1)…連結申告法人に改正前の法等の適用がある場合)</p> <p>所得税法等の一部を改正する法律 (令和2年法律第8号。以下「令和2年改</p>	<p>(資産に係る控除対象外消費税額等の処理)</p> <p>13</p> <p>(注) <u>1</u></p> <p><u>2</u> 本文後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当する場合における当該連結事業年度後の事業年度にも適用する。</p> <p><u>(連結納税に係る取扱い)</u></p> <p><u>15</u> 連結法人が連結納税に係る申告を行う際の消費税等の取扱いについては、<u>2から14の2までの取扱いを準用する。この場合において、2から14の2までにおいて引用している法、令及び措置法の各条項の規定のうち、次に掲げる条項の規定はそれぞれ次のおり読み替えるものとし、それ以外の条項の規定は連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの条項の規定をいうことに留意する。</u></p> <p><u>(1) 法第37条第7項及び第8項(寄附金の損金不算入) 法第81条の6第6項(連結事業年度における寄附金の損金不算入)の規定により準用して適用される法第37条第7項及び第8項</u></p> <p><u>(2) 措置法第61条の4第4項(交際費等の損金不算入) 措置法第68条の66第4項(交際費等の損金不算入)</u></p> <p><u>(注) 13の後段の取扱いは、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合における当該事業年度後の連結事業年度にも準用する。</u></p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>正法」という。)による改正前の法第2条第16号(定義)に規定する連結申告法人が連結改正法令(令和2年改正法のうち令和2年改正法第3条の規定(令和2年改正法附則第1条第5号に掲げる改正規定に限る。))及び第16条の規定に係る部分、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第207号)並びに法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和2年財務省令第56号)をいう。))及び4年改正法令(所得税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第4号)、法人税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第137号)、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第148号)、法人税法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年財務省令第14号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年財務省令第23号)をいう。))による改正前の法、令及び法人税法施行規則並びに措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の15(連結納税に係る取扱い)の取扱いの例による。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)…改正通達の適用時期)</u></p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の12(交際費等に係る消費税等の額)の取扱い(「措置法第61条の4第4項」を「措置法第61条の4第6項」に改める部分を除く。))は、令和5年10月1日以後に国内において法人が行う課税仕入れ(消法第2条第1項第12号(定義)に規定する課税仕入れをいう。以下同じ。))及び同日以後に法人が保税地域(同項第2号に規定する保税地域をいう。以下同じ。))から引き取る課税貨物(同項第11号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。))に係る消費税について適用し、同日前に国内において法人が行った課税仕入れ及び同日前に法人が保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>